

## 給与計算・社会保険手続についての概要(ご参考)

一般的な給与計算や社会保険手続についての概要を掲載しています。このため実際の計算や手続等と異なることがあります。

### 1. 給与からの保険料控除

雇用保険は支払ごとに控除します(4月1日において満64歳以上の従業員はその日から雇用保険料は控除しません)。健康保険・介護保険・厚生年金保険(以下、健保等)は月給については翌月より控除します。(1月分の保険料は2月支払の月給から控除)また健保等の賞与は支払ごとに控除します(上限があります)。介護保険は40歳になった月から65歳まで控除します。厚生年金保険は70歳まで控除します。

### 2. 保険料の決定

雇用保険は給与(通勤手当等含む)に保険料率を乗じて計算します。健保等は標準報酬月額に応じた保険料になります。賞与に関しては1000円未満を切り捨てた額に保険料率を乗じて計算します。

### 3. 保険料の改定

健保等は4・5・6月の月給をもとに標準報酬月額を定め9月から保険料が改定されます(10月支払い分から)。また昇給等があった場合は昇給後3ヶ月経過後から保険料が改定されることがあります。

### 【労働保険の年度更新】

提出先	労働基準監督署、ハローワーク、労働局
概要	労働保険(雇用保険・労災保険)料は、4月から翌3月までの保険料を前払いして、年度終了後に清算します。この届出のことを年度更新と言います。
提出期間	5月20日まで
保険料の計算	今年度の賃金総額の見込みに対して保険料を支払い、同時に前年度の保険料の清算を行います。

### 【算定基礎届】

提出先	社会保険事務所
概要	4・5・6月に支払った給与を届出し、その年の9月からの保険料を決定します。
提出期間	7月1日～7月10日
対象者	7月1日に在籍する、社会保険の被保険者全員(原則)
算定期間	4月1日～6月30日の3ヶ月間(に支給した給与が対象です)
改定後の保険料	9月1日～翌年8月31日の1年間適用されます(保険料の徴収は1月遅れです)。

#### 【月額変更届】

提出先	社会保険事務所
概要	昇給等3ヵ月後に届出し、保険料を改定します。
提出期間	3ヶ月目の給与の支給後、速やかに
改定後の保険料	改定月の1日～翌年8月31日の間適用されます(保険料の徴収は1月遅れです)。

#### 【賞与支払届】

提出先	社会保険事務所
概要	賞与の支払ごとに届出し、保険料を納付します。
提出期間	賞与支払後5日以内

#### 4. 保険料率(平成19年9月現在)

	本人負担	会社負担	備考
雇用保険	6/1,000	9/1,000	一般の事業所の場合(建設、農林等除く)
健康保険	41/1,000	41/1,000	政府管掌健康保険の場合
介護保険	0.615/1,000	0.615/1,000	40歳以上65歳未満
厚生年金保険	74.98/1,000	74.98/1,000	一般の被保険者(70歳未満、基金なし) 平成29年9月(91.5/1,000)まで毎年改定

#### 5. 入社の手続

雇用保険	翌月10日までにハローワークに届出
健保等	5日以内に社会保険事務所に届出、被扶養者の届出

#### 6. 退職の手続

雇用保険	10日以内にハローワークに届出、過去6ヶ月の賃金データが必要
健保等	5日以内に社会保険事務所に届出、被扶養者の届出 ※月末退職の場合は退職月の保険料および退職月の賞与も保険料が必要

ご不明な点は下記までお問い合わせください。また給与計算・社会保険手続のアウトソーシングについても承っています。

**シホタ社労士事務所** 社会保険労務士・CFP 志保田淳司

〒530-0041 大阪市北区天神橋2-北1-21 八千代ビル東館4階

TEL: 06-6657-5565 FAX: 06-6657-5567 携帯: 090-9275-0555

Email: [sihota@tigers-net.com](mailto:sihota@tigers-net.com) <http://s-sihota.hp.infoseek.co.jp/>